

京都市告示第 311 号

平成 15 年 10 月 10 日京都市告示第 295 号（公営住宅法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する数値の決定）の一部を平成 16 年 10 月 18 日から次のように改正します。

平成 16 年 10 月 15 日

京都市長 榊本 頼兼

北河原市営住宅の項の次に次の 1 項を加えます。

高瀬川南市営住宅		0.9321
----------	--	--------

(都市計画局住宅室住宅管理課)